さいたま市水道事業審議会水道使用者公募委員募集概要

水道事業の経営に関する重要事項を調査審議する「さいたま市水道事業審議会」（以下「水道事業審議会」という。）の開催に向け、本市の水道を御使用される方の中から、下記のとおり公募による水道事業審議会委員（水道使用者公募委員）を募集します。

１　任期

令和７年７月10日から令和９年７月９日（２年間）

２　募集人数

３名（書類審査により選考します。また、必要により面接を実施します。）

３　報酬等

会議１回出席ごとに10,000円（会場までの交通費は市の規定により別途支給します。）

４　応募要件

次の全ての要件を満たす方

1. さいたま市内在住、在勤又は在学の方（在留資格を有する外国人を含む。）
2. 任期開始日において、満18歳以上の方
3. さいたま市の水道を使用する方
4. 月曜日から金曜日の昼間に開催する会議（２か月から３か月に１回程度）に継続して出席することができる方
5. 本市の他の附属機関等の委員を２つ以上務めていない方
6. 本市の市職員又は市議会議員ではない方

５　応募方法

　⑴　持参・郵送・ＦＡＸによる場合

　　①　提出書類

　応募用紙（様式１）及び論文用紙（様式２）

　　　※　市ホームページからダウンロード・出力したもの又は各区役所情報公開コーナーで配布している用紙に記入してください。

　　②　提出先

　　　「申込・問合わせ先」へ持参、郵送又はＦＡＸにより御提出ください。

　　③　その他

　　　・応募書類は返却いたしません。

　　　・電子メールでの受付は行いません。⑵の電子申請を御活用ください。

　⑵　オンライン市役所さいたま（オンたま）の電子申請による場合

　　　御登録いただいた内容を「応募用紙（様式３）」、「論文用紙（様式４）」に記載された内容として取扱います。書類の提出は不要です。

　⑶　論文用紙のテーマ

　　「さいたま市の水道について思うこと」（400字以内で記入してください。）

６　受付期間

　　令和７年６月１日（日）から令和７年６月13日（金）まで

(郵送の場合、６月13日の消印有効)

　※　ＦＡＸの場合は６月13日午後５時15分までに必着

　※　持参の場合は、上記受付期間中のうち、開庁日の午前８時30分から午後５時15分まで

７　選考方法

　　書面（電子申請の場合、御登録いただいた内容）により、選考を行います。また、必要により面接を実施します。なお、選考結果は６月末までに応募者全員に郵送にて通知します。

８　その他

・　委員となった場合には、氏名が市ホームページ等に公表されます。また、審議会については原則公表の対象となり、審議内容は市ホームページ等で公開されます。

・　応募の際にいただきました個人情報は、委員選考に関する事務以外の目的には使用しません。

・　御不明な点などがございましたら、（申込・問合せ先）まで御連絡ください。

（申込・問合せ先）

さいたま市水道事業審議会事務局

（さいたま市水道局業務部経営企画課）

担当：内海、南原

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16

TEL：048-714-3185

FAX：048-832-7775

E-mail: [keiei-kikaku@city.saitama.lg.jp](mailto:keiei-kikaku@city.saitama.lg.jp)